

# 報 雜

## 厚生省人口問題研究所の機構改革

昭和35年4月1日付をもつて厚生省人口問題研究所の機構改革が行なわれ、総務部が廃止されて同部庶務科は新しく庶務課として所長に直屬し、同部企画科は調査部企画科となり、調査部にはさらに資料科が新設された。これに伴い、従来の調査部は研究部と改称されたが、それに所属する各科は従前通りである。上記の機構改革に関する厚生省令は下記の如くである。

### ◎厚生省令第10号

厚生省設置法（昭和24年法律第151号）第16条第3項、第22条第2項及び第5項並びに第36条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、厚生省組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和35年4月1日

厚生大臣 波 辺 良 夫

### 厚生省組織規程の一部を改正する省令

厚生省組織規定（昭和27年厚生省令第41号）の一部を次のように改正する。

目次中「人口問題研究所（第1条の9—第8条）」を「人口問題研究所（第1条の9—第8条の2）」に、（中略）改める。

中 略

第2条を次のように改める。

（内部組織）

第2条 人口問題研究所に、庶務課、研究部及び調査部を置き、研究部に第1科、第2科、第3科及び第4科を調査部に企画科及び資料科を置く。

第3条の見出しを「（庶務課）」に改め、同条中「庶務科」を「庶務課」に改める。

第4条を次のように改める。

（第1科）

第4条 第1科においては、人口史、人口理論、人口政策及び国際人口移動の調査研究その他所をつかさどる調査研究で他の主管に属しないものをつかさどる。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、同条の次に次の2条を加える。

（企画科）

第8条 企画科においては、調査研究の企画及び連絡、人口問題の統計学的調査研究並びに外国の人口問題の調査研究に関することをつかさどる。

（資料科）

第8条の2 資料科においては、人口問題に関する統計資料の解析及び編成、所の発行する資料の編集並びに図書及び資料の収集及び管理に関することをつかさどる。

以下省略

附 則

この省令は、公布の日から施行する。